

景観協議会における検討事項の要点

景観計画において定めるべき事項は、別添・骨子素案の「景観計画の構成」に示す四つの事項です。

パブリック・コメント手続の実施までに、あと3回の策定委員会を開催する予定ですが、以下に示す内容で検討を行います。

(1) 景観協議会での検討内容について

景観計画及び景観条例の案を作成することになっていますが、それぞれの回における検討内容は以下の表のとおりとなります。

回別	項目	内容(結果)
第2回 景観協議会	景観計画第1章～第4章	検討(作成完了)(第4章再検討)
	景観計画第5章1及び2	意見交換
第3回 景観協議会 (10月29日)	景観計画第4章	再検討(作成完了予定)
	景観計画第5章1及び2	検討(作成完了予定)
	景観計画第5章3(色彩除く)	意見交換
第4回 景観協議会 (11月19日)	景観計画第5章3	意見交換
	景観計画第6章～第9章	意見交換
	景観条例骨子	意見交換
第5回 景観協議会 (22年1月頃)	景観計画及び景観条例骨子 (パブリック・コメント手続用資料)	検討(作成完了予定)
パブリック・コメント手続(22年3～4月)		
第6回 景観協議会 (22年6月頃)	景観計画及び景観条例骨子(案)	検討(作成完了予定)

(2) 第3回景観協議会で行う内容について

a) 景観計画第4章【再検討(作成完了予定)】

検討内容は以下のとおり

項目	検討内容	概要
第4章	景観形成の推進体制	・市、重点地区景観協議会などのそれぞれの役割を定めている。また、協議会のメンバー構成方針を示している。
	届出等の手続き	・景観計画区域、重点地区それぞれの届出手続きを定めている。また、重点地区では、重点地区景観協議会の設置有無で手続きが異なる。 ・建築確認申請は、景観計画の適合通知後に行うことを示している。

以上について検討していただき、結論を出すことを目標とします。

b) 景観計画第5章1及び2【検討(作成完了予定)】

検討内容は以下のとおり

項目	検討内容	概要
第5章1 (対象地区)	対象地区の区分	・基本計画に基づき8つに区分し、民間事業及び公共事業を対象とするものに分ける。
	重点地区の選定	・景観計画区域のなかでも、特に良好な景観の形成を図る必要がある地区を2地区選定する。
第5章2 (届出対象行為)	行為の種類	・法で定める行為【建築物、工作物、開発行為】 ・景観形成に必要な行為【樹木の植栽又は伐採、屋外における土砂のたい積、廃棄物及び再生資源の集積又は貯蔵、その他(法令等による届出が必要なもの)】
	対象規模	・主な行為は、延べ面積500㎡以上、高さが10m以上、開発事業となる。 ・一般的な戸建住宅は届出対象としていない。
	重点地区の対象規模	・主な行為は、延べ面積250㎡以上、高さ5m以上、開発事業となる。よって、ほぼ全ての建築物が対象となる。

以上について検討していただき、結論を出すことを目標とします。

c) 景観計画第5章3【意見交換・色彩基準を除く】

意見交換内容は以下のとおり

項目	意見交換内容	概要
第5章3	景観形成基準の種別	・建築物等では13項目の制限事項があり、事業主はこの内容に適合するよう努めなければならない。
	景観形成基準の制限内容	・市の基本的な景観形成の共通基準を定めている。 ・ゾーン、拠点、重点地区では共通基準をベースにその区域の特性にあった基準を定めている。 ・基本的な考え方は、主として周囲との調和、奇抜な造形の排除、資源の保全などがあげられる。
	(色彩基準) <u>〔今回、意見交換はしません。次回の景観協議会で意見交換をしていただく内容です。〕</u>	・色を定量的に表す基準としてマンセル表色系を使用する。 色彩を色の三属性(色相、明度、彩度)によって表現する。 例：5Y7/4(色相：5Y黄色、明度：7、彩度：4) ・色彩を基準色と強調色に分類し、基準色について数値による制限を定める。 ・強調色は、数値による制限がない。 ・住居・自然系、商業系及び重点地区(2箇所)の4区分において、それぞれ、暖色系、寒色系の色彩基準を定める。 ・暖色系色彩は、赤～橙～黄 ・寒色系色彩は、黄緑～緑～青～紫～赤紫

以上について意見交換していただき、次々回の第5回景観協議会で結論を出すことを目標とします。